

## 重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

### 1 土庄町地域包括支援センターの概要

#### (1) 事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	土庄町地域包括支援センター
所在地	香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 2
介護保険事業所番号	3701200028
サービスを提供する通常の地域	土庄町

#### (2) 営業時間

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く

### 2 職員の勤務体制

管理者： 1 名

担当職員

職種	人員数
保健師	1 名以上
社会福祉士	1 名以上
主任介護支援専門員	1 名以上

### 3 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における複数のサービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族に説明し交付した上で、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。
- (4) 介護予防サービス・支援計画書の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (5) 入退院時において円滑な在宅生活への移行の為、早期に医療機関との連携を図り、利用者の協力を求めながら行います。
- (6) その他、介護予防サービス・支援計画作成に関する必要な支援を行います。

## 4 利用料金

### (1) 利用料

介護予防支援費	4,420 円	基本単位
初回加算	3,000 円	新規に介護予防サービス計画を作成した場合、介護予防支援費に加算
委託連携加算	3,000 円	指定居宅介護支援事業所に委託をした場合、委託した初回月に限り介護予防支援費に加算

※要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1か月あたりの利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。

介護予防ケアマネジメントについては、利用料金を支払う必要はありません。

### (2) 交通費

小豆郡内にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、担当職員が訪問するための交通費の実費が必要です。

### (3) 利用料等のお支払方法

料金が発生する場合、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、請求のあった月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、サービス提供証明書又は領収書を発行します。

## 5 サービスの終了

### (1) お客様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申出くださればいつでも解約できます。

### (2) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様の要介護認定区分が要介護又は非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

### (3) その他

お客様やご家族などが事業者や担当職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する場合がございます。

## 6 運営の方針

居宅において、必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用ができるよう介護予防サービス・支援計画を作成し、その計画に基づいたサービス等が確保されるよう連絡調整その他の便宜を図ります。

また、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携を図ります。

## 7 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・成年後見制度の利用に関する支援
- ・虐待の対応及び体制の整備
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- ・虐待防止に関する責任者を選定

【 虐待防止に関する責任者 事業所責任者 島本 美和 】

## 8 サービス内容に関する苦情相談窓口

### (1) 当事業所苦情受付窓口

介護予防支援等に関する相談、苦情及び介護予防サービス・支援計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情を承ります。

土庄町地域包括支援センター 相談担当者 管理者 島本美和	電話 (0879) 62-7002 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 土日祝日を除く)
---------------------------------	--

### (2) その他の苦情等受付機関

当事業所以外に、市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

土庄町健康福祉課 介護保険担当者	電話 (0879) 62-7002 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 土日祝日を除く)
香川県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話 (087) 822-7453 (午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 土日祝日を除く)

## 9 賠償責任

サービスの提供により事故が発生し、事業者の責めに帰すべき事由によりお客様の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

## 10 緊急時の対応

介護予防支援等の提供時にお客様の病態の変化等があった場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、お客様の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

令和　　年　　月　　日

介護予防支援等の提供開始にあたり、お客様に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業者　　所在地：香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 2

名　称：土庄町地域包括支援センター

説明者：\_\_\_\_\_印

私は本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要な事項について説明を受け同意しました。

利用者　　住　所：香川県小豆郡土庄町

氏　名：\_\_\_\_\_印

私は、本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

本人との関係：\_\_\_\_\_

署名代行事由：\_\_\_\_\_

署名代行者住所：\_\_\_\_\_

氏　　名：\_\_\_\_\_印